

—— 宇和島市職員倫理規程【F A Q】 ——

令和4年6月

総務企画部総務課

1 事業者等（規程第2条関係）

Q1-1（市町村）

市町村は「事業者等」に該当するか。

A

- ・市町村も「事業者等」に該当します。なお、市町村長や市町村職員は、市町村の利益のためにする行為を行っていると言えるため、「事業者等」とみなされます。

Q1-2（法人の役員）

法人の役員が行う贈与は、どのような場合に「事業者等の利益のためにする行為」とされるのか。

A

- ・役員が、役員名により贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。
- ・役員が、役員名を用いずに、個人名で贈与等を行っている場合であっても、当該役員の会社と職員の所属との関係、当該役員と職員との関係、当該贈与等の内容等から判断して、当該贈与等が個人的動機に基づいて行われることが明らかな場合を除き、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。

Q1-3（法人の従業員、代理人等）

法人の従業員、代理人等が行う贈与は、どのような場合に「事業者等の利益のためにする行為」とされるのか。

A

- ・役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにして贈与等を行っている場合は、その属する事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。
- ・役員以外の従業員、代理人等が、事業者等の名称を明らかにしないで個人名で贈与等を行っている場合でも、当該従業員等の会社と職員の所属との関係、当該従業員等と職員との関係、当該贈与等の内容等から判断して、当該贈与等が事業者等の利益のために行われていることが明らかである場合には、事業者等の利益のためにする行為を行っているものと考えられます。

2 利害関係者（規程第2条関係）

Q2-1（「利害関係者」の基本的な考え方）

規程に定める「利害関係者」は、どのような考え方で定義されているのか。

A

- ・規程の「利害関係者」は、職員が当該者との間で規程で定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。
- ・利害関係者の範囲は、基本的に、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者で

あり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方としています。

- ・ 職員の職務遂行のうちでも「特定の名あて人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者（例えば、減税によって利益を得る市民一般）」は利害関係者とはしていません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としていません。
- ・ 異動した後にも異動前の職に影響力を行使することにより、その職の職務の執行の公正さを歪めるおそれがあることから、異動後3年間は利害関係を継続する取扱いを設けています。（規程第2条第4項）
- ・ また、職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力行使を期待して職員に接触する者も利害関係含めこととしています。（規程第2条第5項）

Q 2-2（報道関係者）

規程に定める「利害関係者」は、どのような考え方で定義されているのか。

A

- ・ 取材活動をしている記者等は一般には利害関係者に該当しません。

Q 2-3（市民団体）

市民団体は利害関係者に該当するか。

A

- ・ 市民団体は、市の許認可や補助金交付対象となっている場合、当該事業に係る許認可等、補助金等の交付等の事務に携わる職員の利害関係者となります。

Q 2-4（下請企業）

契約を締結した事業者の下請企業も利害関係に該当するか。

A

- ・ 契約を締結した事業者の下請け企業は、直接的には利害関係者に該当しませんが、「事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者」（規程第2条第3項）に該当して利害関係者となる場合があります。例えば、親会社のために接待をする場合等は利害関係者となります。

Q 2-5（市に常駐する委託事業者）

市から委託を受けて業務を行う事業者等の従業員が、職員と同じ職場で勤務している場合、当該従業員は、当該委託契約の履行を監督する職員にとって、利害関係者に該当するか。

A

- ・ 当該従業員は、職員と同じ職場で委託業務を行う場合でも、利害関係者に該当します。

Q 2-6 (間接補助を受ける者)

補助金等の交付をする事務に携わる職員にとっては、間接補助金等の交付を受ける者も利害関係者となるのか。

A

- ・ 間接補助金等の交付を受ける者のうち、第一段階までの者（市からの補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等の交付を受ける者）が、利害関係者となります。
- ・ 例えば、市の補助金の流れが【市→A団体→B団体→C団体】の場合、市から直接補助を受けるA団体と、市の補助金を財源とする間接補助を受けるB団体が利害関係者となります。

Q 2-7 (立入検査の対象事業者)

立入検査の対象となる事業者について、いつでも検査するという観点から一年中利害関係者となるのか。

A

- ・ 原則としては、法令の規定により立入検査をし得る状態にあるときは利害関係者となります

Q 2-8 (契約履行の監督、検査)

契約履行の監督、検査の事務は、規程第2条1項第6号の「契約に関する事務」に該当するか。

A

- ・ 該当します。したがって、これらの事務に携わる職員にとって、契約関係にある事業者等は利害関係者となります。

Q 2-9 (用地交渉の相手方)

用地交渉のように市の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなるのか。

A

- ・ 契約のための交渉から契約締結までの間は利害関係者には該当せず、契約の締結から債権債務関係の終了までの間、利害関係者に該当することとなります。

Q 2-10 (部長等の利害関係者)

部長の職にある職員の利害関係者はどのように考えるのか。

A

- ・ 規程では、「職員が職務として携わる事務」の内容に応じて、利害関係者の範囲が定められています。基本的には、部長であれば部全体の事務に携わり、課長であれば、課全体の事務に携わっていることとなります。

Q 2-11 (みなし規定)

職員が現に携わっている事務の相手方以外に利害関係者とみなされる者はいるか。

A

- ・ 過去3年間に在職したポストの利害関係者は、異動後3年間は引き続き利害関係者とみなされません。(規程第2条4項)
- ・ また、ある職員(A)の利害関係者が、別の職員(B)に接触している場合、それが、BがAに対して持つ職務上の影響力を期待してのものであることが明らかなきは、Bにとっても利害関係者とみなされます。(規程第3条第5項)
- ・ したがって、これらの者との間で行う行為は、規程の規制を受けることとなります。

3 利害関係者との間における禁止行為(規程第4条関係)

Q 3-1 (禁止行為)

利害関係者との間では、どのような行為が規制されるか。

A

- ・ 規制される行為は、そのような行為が利害関係者との間でなされると、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を持たれるものであり、具体的には、職員は、利害関係者との間で次の行為を行うことが禁止されています。
 - ① 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること
 - ② 金銭の貸付けを受けること
 - ③ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
 - ④ 無償でサービスの提供を受けること
 - ⑤ 未公開株式を譲り受けること
 - ⑥ 供応接待を受けること
 - ⑦ 一緒に遊技(麻雀など)やゴルフをすること
 - ⑧ 一緒に旅行をすること。
 - ⑨ 利害関係者に要求して、第三者に対して①～⑧の行為をさせること

3-1 金銭・物品等の贈与(規程第4条第1項第1号関係)

Q 3-1-1 (結婚披露宴の祝儀)

職員の婚約者が勤めている会社とその職員にとって利害関係者に該当する場合、職員が結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等から祝儀を受け取ることは規程で禁止されているのか。

A

- ・ 婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀は、通常職員への贈与ではなく婚約者への贈与と考えるため、祝儀に名を借りて職員に法外な金額を渡すものでない限りは受領して差し支えありません。

Q 3-1-2 (一部会費制の結婚披露宴)

職員が結婚披露宴を行うが、招待者の中に当該職員にとって利害関係者に該当する者がいる。利害関係者に関しては、実費による会費制で行うこととしたいが、規程上問題あるか。

A

- ・会費が飲食等の対価に相当する金額であれば問題ありません。
- ・なお、祝儀という名目であっても実費相当分であれば受け取って差し支えありません。

Q 3-1-3 (親との関係による祝儀)

職員が結婚披露宴を行う際、その父との関係に基づき出席をした者(職員にとっては利害関係者)からの祝儀受け取ることができるのか。

A

- ・父との関係に基づき祝儀が出された場合、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q 3-1-4 (友人からの香典)

職員は、友人から香典をもうことはできないのか。

A

- ・友人が、利害関係者に該当しない場合には、香典を受け取ることは当然にできます。
- ・また、その友人が利害関係者に該当する場合でも、学生時代からの友人など、職員としての身分に関わらない関係(私的な関係)があれば、規制の例外として香典を受け取ることは認められています。

Q 3-1-5 (親の葬儀における香典)

職員の親が所管業界の業者である場合において、親の葬式の際に同業者組合の者(職員にとっては利害関係者に当たる。)から香典が贈られた場合はどう考えるか。

A

- ・当該香典が、親との関係に基づき出されたものであるのか、それとも職員との関係に基づいて出されたものであるのかなど、個別の事例に即して判断する必要があります。亡くなった親との関係に基づいて贈られた香典は、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q 3-1-6 (職員の遺族が受け取る香典)

職員が亡くなり、遺族が香典を受け取ることは、禁止行為に該当するか。

A

- ・規程の適用を受ける職員が死亡していることから、遺族が香典を受け取ることは認められます。

Q 3-1-7 (会葬御礼)

会葬御礼の品物を受領することは認められか。

A

- ・ 記念品に準ずるものとして認められます。

Q 3-1-8 (香典返し)

香典返しを受領することは認められるか。

A

- ・ 香典返しの一般的な範囲内(半返し)であれば認められます。

Q 3-1-9 (弔電)

弔電を受け取ることは禁止されるのか。また、弔電にふくさ等の付属品がついているものについてはどうか。

A

- ・ 弔電を受け取ることは物品の贈与を受けることには該当しません。また、付属品についても、高価なものでない限りは受け取って差し支えありません。

Q 3-1-10 (返送した物品の取扱い)

利害関係者からなま物が送られてきたので返送したが、相手方が不在で連絡がつかず、腐りかけてきたため、配達業者が再度当方に戻ってきた場合、どのような措置をとればいか。

A

- ・ 一旦返送したことにより必要な措置は講じたものと考えられるため、適宜処分して差し支えありません。
- ・ なお、当該事実、処分せざるを得なかった事情等を記録するとともに、管理監督者及び服務管理者(総括服務管理者)に報告を行ってください。

Q 3-1-11 (お見舞い、新築祝い)

利害関係者から入院お見舞いや新築祝いを受け取ることはできるか。

A

- ・ 利害関係者からのお見舞いや新築祝いについては、金銭・物品の贈与に当たるため、規程第4条第1項第1号の違反になります。
- ・ ただし、規程第5条第1項に規定する私的な関係(職員としての身分に関わらない関係)を有する場合で、市民の疑惑や不信を招く恐れがないときは、受け取ることができます。

Q 3-1-12 (記念式典に係る旅費の提供)

職員が、利害関係者に当たるA社の記念式典に招待を受けた。

招待者の旅費については招待を行うA社が負担するとのことであるが、この旅費を受け取ることはできるか。

なお、記念式典への招待にあたっては、講演等の特別の役割が依頼されているものではなく、職員務として出席するものではない。

A

- ・本件のように職員が何らの役務も提供しないにもかかわらず、利害関係者から旅費の負担を受けることは、規程第4条第1項第1号の「金銭の贈与」又は同項第4号の「無償役務提供」に当たり、禁止行為に該当します。
- ・なお、職員が職務として出席する場合、公費をもって旅費が支給されるのが原則ですが、依頼を受けて講師を務めるなど職員が一定の役務を提供する場合のように、先方が旅費を負担するのが妥当であると客観的に認められる場合には、先方から実費相当の旅費の支給を受けることはあり得ます。

Q 3-1-13 (利害関係者と知らずに受領した場合の取扱い)

職員の親族の葬式に際し、受付の者が知らずに利害関係者からの香典を受け取った場合はどのようにしたらよいか。

A

- ・葬式の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかどうかを判断することは困難であるため、葬式終了後、香典が利害関係者からのものと判明した時点で利害関係者に返却すれば、金銭の贈与を受けたことには該当しないものとして取り扱います。
- ・このような場合には、事実を記録するとともに、管理監督者及びサービス管理者（総括サービス管理者）に報告を行ってください。

3-2 金銭の貸付け（規程第4条第1項第2号関係）

Q 3-2-1 (金銭の貸付け)

利害関係者からは、通常一般の利率で利子を払っても金銭を借りることはできないのか。

A

- ・利害関係者からは、業として行われる金銭の貸付け以外では、通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。
- ・業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されます。
- ・「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。

3-3 無償の物品等の貸付け（規程第4条第1項第3号関係）

Q 3-3-1（低価格での有償貸付け）

無償での貸付けを受けることは禁止されているが、安価な代金でも有償であれば物品の貸付けを受けることができるか。

A

- ・ 対価を支払って貸付け受ける場合でも、その対価が時価より著しく低いときは、規程第4条3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号違反となります。

3-4 無償の役務提供（規程第4条第1項第4号関係）

Q 3-4-1（タクシーへの同乗）

職員が出張で、利害関係のある民間企業を訪れた際、帰りに駅まで、偶然同方向に用務があるその企業の従業員が乗るタクシーに便乗することは、規程に違反するのか。

A

- ・ 職員は出張に当たり、必要な旅費を支給されているため、出張中の移動は自らの負担で行うことが原則となります。
- ・ ただし、その職員のためにわざわざ便宜を図るものでなく、たまたま利害関係者が利用するタクシーが職員と同じ目的地に行く場合や職員の目的地を通過することが明らかな場合で、利害関係者に新たな追加的負担もかけないときには、便乗しても問題ありません。

3-5 未公開株式（規程第4条第1項第5号関係）

Q 3-5-1（新株引き受け）

職員が、利害関係者に該当する株式会社（株式未公開）から新株を引き受けることは、規程上の禁止行為に該当するか。

A

- ・ 原則として禁止行為に該当します。ただし、公募の場合や株主割当による新株発行の場合は、一般の者と同じ条件で募集に応じるものであったり、他の株主と同じ条件で割当を受けるものことから、禁止行為に該当しません。

3-6 供応接待（規程第4条第1項第6号関係）

Q 3-6-1（「供応接待」の定義）

「供応接待」とは何か。

A

- ・「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、映画・演劇の鑑賞への招待など）がこれに該当します。

Q 3-6-2（懇親会の会費）

利害関係者が主催者である懇親会において、主催者あてに会費を支払ったが、懇親会全体の費用を確認できないため、会費が実費相当分であるかどうか確認することができない。このよう場合はどう対応すべきか。

A

- ・懇親会が会費制である場合においては、懇親会の飲食物の内容や会場等を勘案し、会費が飲食に掛かる一般的な金額程度と認められる場合には、懇親会全体の費用まで確認する必要はありません。
- ・一方、会費が明らかに一般的な金額より安価と認められる場合や、他の参加者の会費より安価である場合には、主催者への確認を行った上で、会費が実費より安価であることが判明したときは、実費相当分の金額を支払う必要があります。

Q 3-6-3（イベント・式典後 の懇親会）

各種団体（住民自治会、一般社団法人等）が開催するイベントや式典終了後の懇親会等に案内があった場合、職員は出席することができるか。

なお、職員の飲食代は、習慣上の寸志として実費相当分の額を主催者へ支払う。

A

- ・職員が自己の飲食に要する費用（実費相当分）を負担して懇親会等に参加することは、禁止行為に該当しません。
- ・なお、会費等の名称については、寸志など習慣上の名称の如何を問わず、職員と利害関係者の双方が実費相当分費用を授受する認識の下に、実費相当額が支払われていれば差し支えありません。

Q 3-6-4 (各種懇親会への出席)

次のような団体と懇親会等には参加できるか。

なお、参加に係る会費等は全て職員個人が負担する。

- ①自治会、消防団との懇親会
- ②特定の地区や地域との懇親会
- ③建設業協会との懇親会
- ④交通指導員、青少年指導員との懇親会

A

- ・利害関係者との懇親会について、職員が自己の飲食に要する費用（実費相当分）を負担して参加することは、禁止行為に該当しません。
- ・また、遠方で懇親会が開催され、主催者である利害関係者が懇親会に付随する宿泊を手配するような場合、職員が自らの宿泊費用を負担して宿泊することは禁止行為に該当しません。
- ・ただし、遠方の懇親会会場への行程までも利害関係者と共にすることは、「利害関係者と共に旅行（公務での旅行を除く。）をすること」に該当するため、自己の費用負担の有無に関わらず、規程第4条第1項第8号の違反になります。

Q 3-6-5 (市長代理としての出席)

A 法人では、地域医療支援に関する協議会（構成員：A 法人関係者5名、外部11名）を設置しており、市長がその構成員一人となっている。

この協議会から市長に対し会議への出席依頼があり、公務の都合により市長の代理として部長が出席することとなったが、会議に引き続き行われる情報交換会では無料で飲食物の提供があるとのことである。

部長にとってA法人は利害関係者に該当するが、情報交換会に出席することができるか。

A

- ・本件情報交換会は、職員が市長の代理として職務上出席する会議に引き続いて行われる儀礼的な会合であること、出席者全員が無料で参加すること、会議の構成員の多くがA法人関係者以外の外部の者であり、会議の議事概要が公開されている透明性及び公開性が高いものであることから、自己の費用を負担することなく出席しても、市民の疑惑や不信を招く恐れはなく、倫理規程上の禁止行為には該当しません。（規程第4条第2項第6号適用）

3-7 遊技、旅行（規程第4条第1項第7号及び第8号関係）

Q 3-7-1 (「遊技等」の定義)

「遊技等」とは何か。

A

- ・「遊技等」とは、麻雀やポーカーなどの遊技のほか、国家公務員における禁止行為を参考に、ゴルフが該当するものとしています。

Q 3-7-2 (ゴルフ・旅行の禁止の趣旨)

職員が利害関係者から金銭・物品の贈与を受けたりすることを禁止することは分かるが、割り勘の場合のゴルフや旅行まで禁止するのは行き過ぎではないか。

A

- ・どのような行為が禁止されるべきかについては、これまでの公務員不祥事の実態を見る必要があります。その中で、ゴルフや旅行については、過去に過剰接待の舞台となった多数事例があります。たとえ割り勘だとしても、自分が許認可等を与えたり、補助金の交付決定をする事務に携わっているその相手方と、一緒にゴルフや旅行をしたりする姿を市民が見れば、職務の執行の公正さに対して疑問を持つのではないかと考えられます。このため、割り勘の場合でも、遊技・ゴルフや旅行を禁止することとしています。

Q 3-7-3 (ゴルフ)

職員が、利害関係者に該当するOB数名も参加する、OB会のゴルフコンペ(30~40人以上が参加する規模のもの)に参加することは、規程で禁止されている「利害関係者と共にゴルフをすること」に該当するのか。

A

- ・利害関係者と同じ組でプレーすることを意図して参加するような場合を除き、このようなゴルフコンペに参加することは規程の禁止行為に該当しないものとして取り扱って差し支えありません。

Q 3-7-4 (旅行)

利害関係者と共に旅行をすることが認められている「公務のための旅行」とは、どのような場合か。

A

- ・旅行命令が出されていて、利害関係者の同行が公務に必要な場合です。

3-8 第三者への行為要求(規程第4条第1項第9号関係)

Q 3-8-1 (第三者に利益を受けさせる行為)

利害関係者に要求した時点で違反となるのか。それとも、利害関係者に要求し、その結果第三者が利益を受けた時点で違反となるか。

A

- ・利害関係者に要求して、その結果第三者が当該利害関係者から利益を受けた時点で違反となります。

4 利害関係者との間における禁止行為の例外（規程第4条第2項・第6条関係）

Q4-1（宣伝用物品、記念）

利害関係者であるOBから、在職時代の思い出などを内容とする本（非売品）を自費出版したので、無償で職員に配布したいとの申し出があったが、受け取ることは規程上の禁止行為に該当するののか。

A

- ・在職時代を私的に回顧したものを退職後に自費出版した記念品的なものであり、規程の禁止行為には該当しません。

Q4-2（パーティ等）

利害関係者が多数出席するようなパーティーであっても、利害関係者から記念品を受け取るなどの行為は、禁止行為の例外として認められるか。

A

- ・立食形式など公開性の高い形式で行われるパーティ等であれば、出席者の構成にかかわらず、利害関係者から記念品を受け取ることは規程上例外として認められています。

Q4-3（会議における簡素な飲食）

職員が講演を行った際、講演の前後に、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることはできるののか。

A

- ・公務として講演を行った際の簡素な飲食については、職務として出席した会議における簡素な飲食物の提供に準ずるものとして取り扱って差し支えありません。

Q4-4（私的な関係による例外①）

職員が以前勤務し、現在利害関係者に該当する企業のかつての同僚等との関係は私的な関係に該当するののか。

A

- ・職員としての身分に関わらない関係なので、私的な関係に該当します。

Q4-5（私的な関係による例外②）

利害関係者に該当する者が出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないののか。

A

- ・出席できます。会費を支払って同窓会に出席し、利害関係者である友人と共に飲食したとしても、学生時代の友人は「私的な関係」に当たります。

Q 4-6 (私的な関係による例外③)

「私的な関係」があれば、食事をおごってもらったり、物品をもらったりすることも「利害関係者」の間で自由にできるのか。

A

- ・「私的な関係」がある「利害関係者」との間では、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況、行おうとする行為の態様等を考慮して、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、規程上規制されている行為を行うことができます。
- ・例えば、職員の親の葬儀に際し、「利害関係者」に該当する親戚から香典を受け取ることは認められます。
- ・一方で、職員の大学時代の同級生である従業員を使って、会社がその職員に接待攻勢をかけるようなことは、いくら大学時代の同級生の関係があるといっても認められるものではありません。

5 利害関係者以外の者との間における禁止行為(規程第6条関係)

Q 5-1 (つけ回し)

つけ回しは親族との間、父の間でも禁止されるか。

※「つけ回し」とは、その場に居合わせなかった者に自分飲食物の料金などを支払わせること。

A

- ・相手が「事業者等」に該当する場合は禁止されます。

6 飲食の届出(規程第7条関係)

Q 6-1 (利害関係者の結婚披露宴に出席する場合)

利害関係者の結婚披露宴に職員が出席する場合、祝儀や会費を持参することから飲食について自己の費用を負担することになるが、祝儀や会費が1万円を超えるような場合は、利害関係者と共に飲食をする場合の届出が必要か。

A

- ・多数の者が出席する一般的な結婚披露宴については、儀礼的なものであり市民の疑惑や不信を招くものではないことから、届出は不要です。

Q 6-2 (二次会に行った場合の届出)

利害関係者との飲食において、急遽二次会に行き、自己の飲食に要する費用が合計で1万円を超えた場合、併せて1件として届出が必要か。

A

- ・ 飲食が行われた単位に基づいて届出する必要があります。利害関係者との飲食が一次会と二次会に分かれた場合、それらは同一の目的等に基づく一体のものと考えられることから、これらを合計して届出することとなります。

Q 6-3 (利害関係者との頻繁な飲食について)

利害関係者と飲食を繰り返し行っても問題ないか。

A

- ・ 自己の飲食に要する費用負担の有無やその額に関係なく、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招かないよう努める必要があります。(規程第7条第2項)
例え自己の費用を負担し、少額の場合であっても、利害関係者と頻繁に飲食をすれば、市民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、注意する必要があります。